

人権擁護委員による 人権特設相談

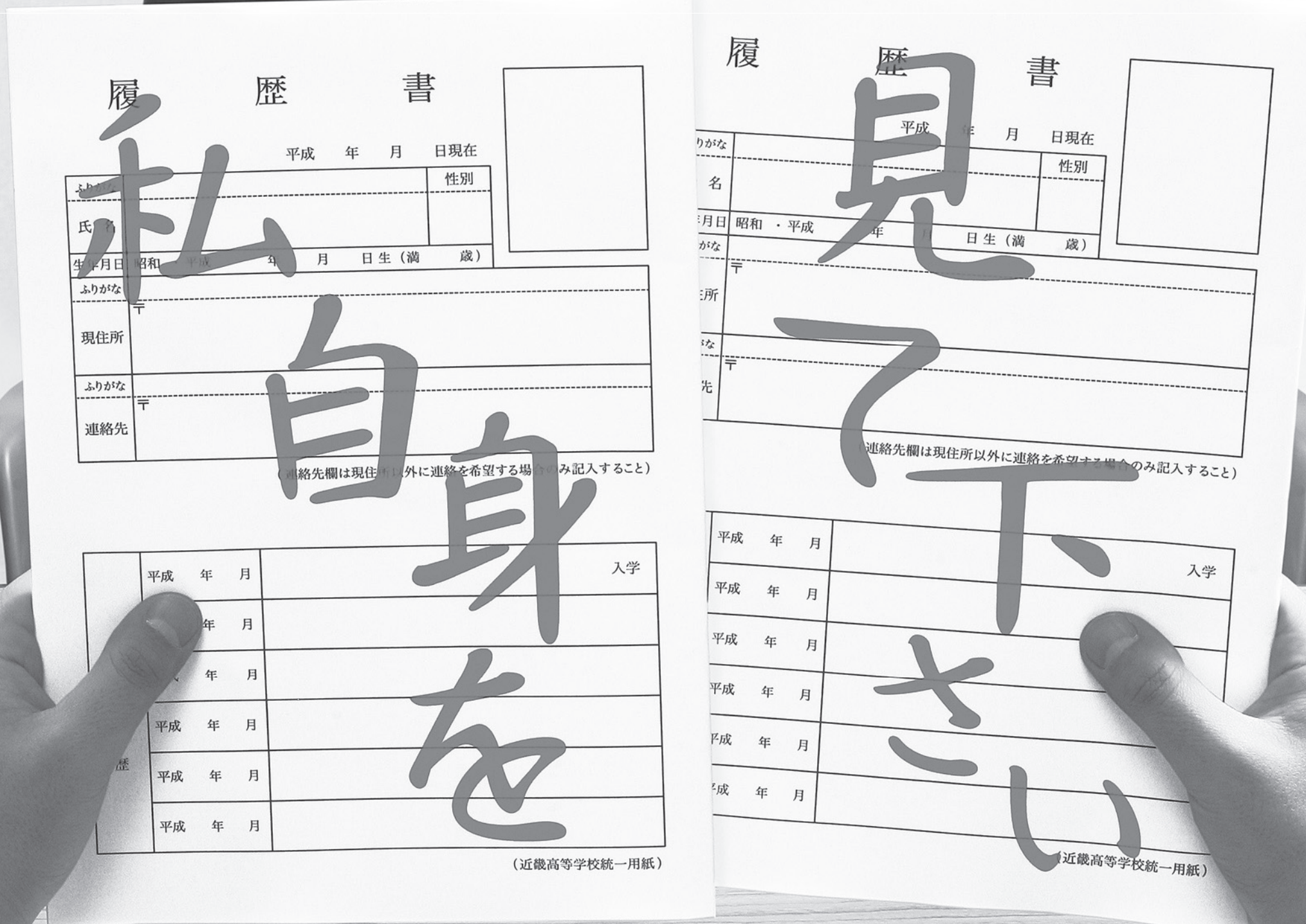
京都府では毎月各庁舎で
人権相談を実施しています。《無料・秘密厳守》
毎日の生活の中で差別や虐待、いじめ、その他、人権上
思い悩むことがある場合に、気軽に相談できる場所として、
人権擁護委員による特設相談を実施しています。

京都府・乙訓	
4月8日(木)	京都府庁1号館府民総合案内・相談センター (京都市上京区)
山城	
4月15日(木)	田辺総合庁舎 (京田辺市田辺明田)
南丹	
4月1日(木)	園部総合庁舎 (南丹市園部町小山)
中丹	
4月1日(木)	舞鶴総合庁舎 (舞鶴市字浜)
4月6日(火)	綾部総合庁舎 (綾部市川糸町丁島)
丹後	
4月14日(水)	宮津総合庁舎 (宮津市字吉原)

いずれの会場も開設時間は午後1時～午後4時です。
 ※京都府・乙訓会場は予約が必要です。(電話075-414-4235)
 その他の会場については予約は不要です。
 ※京都市民生活センターでも人権特設相談を実施。
 (4月22日(木)午後1時～午後4時 問い合わせ/電話075-661-3755)



公正な採用選考を お願いいたします。



社会を構成するひとりひとりの人間にとって、
就職は、生活の安定のためだけでなく、自己実現を図り、
社会参加を通じての成長の場としても重要な意義を持っています。
誰でも自由に自分の適性や能力に応じて職業を選ぶ権利があります。
従業員を採用するにあたっては公平で公正な採用選考をかならず行い、
就職の機会均等を保障することが必要です。

高等学校及び特別支援学校卒業生の就職につきましては、応募の際の書類として「近畿高等学校統一用紙」を使用しています。
また、こうした「統一用紙」作成の趣旨は中学生や大学生等の就職についても当てはまるものです。

問い合わせ先 京都府府民生活部人権啓発推進室 TEL 075-414-4271 FAX 075-414-4268 <http://www.pref.kyoto.jp/jinken/>